

## 滋賀県人権施策推進審議会第9期第2回会議

日時:平成30年6月25日(月)14:00~16:00

場所:滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室

### 1 出席委員 (五十音順、敬称略)

大河原佳子、喜田定征、木村登代美、高野京子、兒玉典子、樽井康彦、西川真美子、日野貴博、薬師寺公夫、山下和子

### 2 議題

(1) 人権施策基本方針等関連施策について

① 平成29年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況等について

② 平成30年度人権施策基本方針等関連施策新規・拡充事業について

(2) 人権施策に関する情報提供について

### 3 議事

◎ 開会

◎ 県民生活部管理監あいさつ

◎ 委員自己紹介および事務局の紹介

#### 議題1 (1) 平成29年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況等について

※資料1にもとづき事務局から説明

#### 会長

ただ今の事務局の説明に対して、質問、意見、提案等があればお願いしたい。

#### 会長

児童虐待の相談件数について、平成29年度に中央、彦根、大津・高島の3カ所の子ども家庭相談センターで対応された件数は1,980件であった。県全体では6,392件であったので、残る約4,400件は19市町で対応されたと考えてよいか。

#### 事務局

そのように捉えていただいてよい。

#### 会長

増加傾向にあるのが心配だ。どのような相談が増えているのか、どのような背景があるのか、地域的にどのような状況なのか、説明いただきたい。

#### 子ども・青少年局

平成29年度の児童虐待に関する相談件数6,392件であり、28年度の6,062件から330件増加している。

新聞報道等によると、自分の家の周辺で子どもの泣き声が聞こえるといったことが通報につながると傾向にある。

相談件数は全国的に増えている。都道府県・政令指定都市の児童相談所の件数と比較すると、29年度の数字はまだ公表されていないので28年度の状態であるが、滋賀県はだいたい真ん中あたりになる。

## 委員

県の子ども家庭相談センターが受けた児童虐待相談件数は、昨年度は2,005件になっていたのが1,980件になっている。高齢者、障害者の件数は、311件が188件と減っている。外国人に関する件数は850件から698件に減っている。これらの減少についてはどう解釈すればよいか。問題が少なくなってきたからなのか、予算が関係しているのか。どのように捉えたらよいか。

## 子ども・青少年局

児童虐待の件数は増えている。高度な内容、例えば死亡につながるような重篤な虐待事例は県が関わり市町と連携して対応している。件数全体では増えているが、各市町での件数が増えており、県が連携して対応する重篤な事例が前年より少なくなっている。

## 委員

仕事柄、虐待児童・生徒に関わることが多いのだが、相談という機能をどのように意識されているのかと思うことがある。学校現場でひどい虐待ケースの子どもと保護者に会うことがあるが、児童相談所によるイメージを持っておられない。子どもや保護者は相談する場所というより指導される場所とみなしている。子どもの人権を守るためにその保護者に指導的に関わることはもちろん必要だと思うが、そもそもその保護者も虐待を受けて育ってきたという背景を持っていたりする。だから本当に相談機能が働いているのかと思う。そして、この数字は相談件数ではなく虐待件数ではないかと思うことがある。

## 子ども・青少年局

市町への相談は学校など現場から入ることが多く、中には家庭から市町に入ることもある。県には、例えば、子どもの前でドメスティックバイオレンスや夫婦喧嘩をすることが心理的虐待につながるという通報があり、それが虐待の相談として警察を通して県に上がってくるといったケースも多い。

## 委員

その流れはわかる。施策として専門的な相談窓口を設置しているということであるが、その専門性についてはどのように認識しているのかよくわからない。

## 子ども・青少年局

専門性については、児童福祉司のほか、子どもの心理を見る判定員がおり、そうした専門職が対応しながら市町と連携している。

## 会長

高齢者ドライバーの問題がいろいろとニュースになっている。「高齢者ドライバーの運転支援事業」において自主返納者は3名となっている。安全のためにやっていくことは重要だと思うが、同時に生活に不便を感じてなかなか返納できないという実情についてはどのように分析されておられるのか。

## 県警本部

警察の立場としては、人の生命にも関わることなので、認知機能の衰え等により自動車の運転に不安を感じている方には自主返納していただく必要があるが、ご指摘のとおり、本県は都会とは事情が異なり、公共交通インフラが整っていない地域が多いので、免許を返すことにより、生活が不便になる方がおられることは大きな課題と認識している。

自主返納することにより、路線バスやタクシーの運賃割引等の特典はあるが、それだけではなかなか難しい。今後も県等と一緒に取り組んでいかなければならない問題である。

## 委員

自主返納されたのは県下1年間で3名とあるが、シルバードライバーズ教習申し込み後の数ということか。

## 県警本部

そのとおり。シルバードライバーズ教習を受講された99名の内、3名が自主返納をされたということであり、もちろんこの事業に関係なく自主返納されている方は多数おられる。

## 委員

自主返納した人には特典があるが、免許が切れてしまってからでは特典がないということである。自主的に返納するのと、免許期間が切れたからそのままにしておくというのでは全然ちがうのではないか。そうしたことについてどのような啓発をされているのか。

## 県警本部

県警が作成し各地域に配布している広報誌を活用する等、様々な形で周知を図っているところであり、今後も継続して周知を図っていく。

## 委員

課題についての対策が書かれていないのではないか。例えば「人権意識の希薄な人に対しての研修や啓発に努めていく必要があります」と書いてあるが、啓発活動をやると興味のある方が来るのであって、あまり関心のない方は来ないというのが通例だ。このように課題を挙げられたら、関心のない方にどう対策を打つのか？という疑問を持つが。

## 事務局

この後説明する新規・拡充事業の中で、課題を踏まえて取り組むという事業もある。報告書のまとめ方については検討したい。

人権意識が希薄な人に関する啓発については、イベントの広報をして来ていただいた方に啓発をするのではなく、商業施設等にこちらから出向き、買物に来られた方に人権啓発

に触れて考えていただく機会を提供するといった啓発事業に取り組んでいる。

また、スポーツ組織との連携事業として、バスケットボール教室に参加した子どもや保護者を対象に人権について考える機会を提供している。他、大学と連携して学生を対象に人権啓発講義を実施している。こうした事業に今後もしっかり取り組んでいきたい。

## 委員

県広報誌で「やさしい日本語」を取り上げていただいたことはとてもよかったので、実施状況の評価として取り上げていただければと思う。

また、国際室で外国人の学校区別人口などのデータを公開されたことも非常によかったと思っている。

## 委員

高齢者ドライバーについて、免許を更新するにあたって病院で診断書をもらうなど色々な手続きを高齢者にしてもらうのは難しいのではないかな。

また、免許を返納するか悩みながら遠路、電車やバスを乗り継いで守山まで行かなければならないといった状況を現実的にどう考えておられるのかな。

## 県警本部

臨時認知機能検査と臨時高齢者講習を県内4カ所の教習所で実施し対策を行っている。

その他にも、高齢者やその家族に負担をかけないように、警察署で対応できるものについては対応するようにしている。

なお、「高齢者やその家族等に負担を強いている」というご意見については、真摯に受け止めさせていただく。

## 委員

子どもに関する事業の課題のところ「支援を行っていくことが必要です」とかかかっているが、これは「支援を行っていきます」ではないのかな。

## 子ども・青少年局

「切れ目のない総合的な支援を行っていくことが必要」であり、今も取り組んでいるがこれから更に取り組んでいかないといけないところもある。昨年の夏、国で「新しい社会的養育ビジョン」の議論が始まったことを受け、国の動きも見据えながら県もやっていく必要があると考えている。そうしたこともありこうした表現になっている。

## 委員

社会教育として具体的な内容が書かれていないが、どういうことをされているのかな。

## 生涯学習課

概要版には記載されていないが、全体資料には社会教育関係の事件施策を記載している。

一つは人権教育啓発冊子「波紋」であるが、毎年改訂発行しているもので、社会教育分野における人権学習の手引や社会教育団体の実践事例、資料等を掲載しており、600部を市町の生涯学習所管課や公民館、地域総合センター、社会教育関係団体等に配布している。

もう一つは、県や市町の人権教育推進協議会等が実施する人権教育に関する研究協議や実践交流、研修会等に対し補助することで関わっている。

#### 委員

人権課題の内、その他でくくられているものがあるが、一つひとつが大きな課題であるので、一つひとつを取り上げてもらいたいと思う。

#### 事務局

もちろん一つひとつが重要な課題であると考えている。「その他」としたことでこれらの課題が一様に軽く扱われたという印象を受けるのであれば本意ではないので、課題の取り上げ方の表現について今後検討してまいりたい。

#### 委員

障害者権利擁護事業について、相談件数が平成 27 年度から 29 年度まで急激に減っているが、どういう状況か説明いただきたい。

#### 障害福祉課

「障害者 110 番」への相談件数が減っているのは、市町の身近なところに相談機関が増えつつあることが要因のひとつにあると考えている。

### 議題 1 (2) 平成 30 年度人権施策基本方針等関連施策新規・拡充事業について

※資料 3 にもとづき事務局から説明

#### 会長

先ほどは昨年度の事業実績や課題について説明があったが、それらの課題等を踏まえながら 30 年度に新規あるいは拡充事業として考えられた中からいくつかを挙げられている。ただ今の事務局の説明に対して、質問、意見、提案等があればお願いしたい。

#### 委員

資料 2 と資料 3 に記載されている平成 29 年度予算額が違うのはなぜか。

#### 事務局

資料 2 は最終予算額で資料 3 は当初予算額を挙げているので異なっている。

#### 会長

資料 3 の数字は、前年度半ばに事業実施経過などを踏まえて編成された当初予算であり、実は前年度の第 1 回目の会議で今年度予算に向けた議論をしていたことになる。

資料 2 の数字は、年度途中で拡充など補正した予算が記載されており、これは決算に近い数字になっている。

## 委員

生活困窮世帯の子どもの学習支援事業については、平成 29 年度は日野町でしか実施されていないが、毎年、実施市町は変わるのか。

## 医療福祉推進課

この事業は福祉事務所単位で実施しており、市は福祉事務所を置いているためそれぞれで実施されている。郡部については県の健康福祉事務所で実施しており、東近江健康福祉事務所圏域では日野で実施しており、湖東健康福祉事務所圏域では同様の取組を平成 30 年度から愛荘町で実施している。

## 委員

家庭教育支援員は、県や市町に何名いるのか。全市町におられるのか。  
また、この事業はいつからされているのか。

## 生涯学習課

全市町にはおられない。近江八幡市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市にそれぞれ 10 名程度おられる。

この事業は、平成 23 年から国の補助金を受けて行っている。現在、4 市町が補助金を受け、支援チームをつくり取り組んでいる。今回はこの拡充事業で新たな支援員設置に向けた講座の開催や、支援員の能力向上等をお願いしたいと思っている。

## 委員

県下では多くの子ども食堂が実施されているが、本当に支援が必要な子ども達が利用しているのか。

また、ひとり親家庭への支援が拡充されている。ひとり親家庭の背景も様々あると思うが、その実態について聞かせてほしい。

## 子ども・青少年局

昨年度、子ども食堂は 95 カ所で実施されている。これらの子ども食堂は誰でも来られる食堂を目指しているが、支援が必要な子どもが来られていないのではないのかという課題もあることから、地域で見守りながらそうした子どもが食堂に来やすくなるよう呼びかけに努めてまいりたい。

生活困窮家庭やひとり親家庭の実態については、支援の窓口になっている機関に確認したい。

## 議題 2 人権施策に関する情報提供について

※資料 4 にもとづき事務局から説明

## 会長

ただ今の事務局の説明に対して、質問、意見、提案等があればお願いしたい。

## 委員

性別欄の見直しをされたということだが、併せて氏名欄の見直しについてはどうか。海外で生まれてミドルネームを持つ日本人もいれば、2つのファミリーネームを持つ外国人住民もいる。氏名欄の拡大といったことの検討はされているか。

## 事務局

「人権尊重の視点からの施策点検マニュアル」では、外国人へのわかりやすいサービスの提供等の項目も設けている。外国人住民も多くおられることから、今後、様式の見直しの中で呼びかけていきたい。

## 委員

性の多様性の啓発については、日々、小中学生や先生に関わっている中でもかなり難しいと思う。人口の5%ということは、20人に1人の計算になるので、データ上では各学級に一人いることになると思う。実際に私も相談を受けたことがある。

啓発については、聞いて学ぶだけでなく、体験的なプログラムもよいと思う。普段とは異なる体験をすることで、性の多様性や自分と違う異性のことを知る機会は、県民向けもあればよいし、まずは職員から始められてはどうかと思う。

## 委員

LGBTに関する課題は、最近、心理学の領域でも盛んに取り上げられている。1年前前にテキサス大学の方をお呼びして勉強会をした時のお話を情報提供させていただく。

LGBTと表現しているが、それ以外にアセクシュアル(A)やエックスジェンダー(X)やクエスチョニング(Q)などのセクシュアリティもあり、LGBTQなどと表現することもある。

アメリカでは約20年前からLGBTの研究が行われ、州の法律も制定され始めているが、その法律の中でどのような対策をとるべきか難しいとされている。何に対する差別なのか、はっきりさせないと対策につなげられないということのようである。

【参考】「性の多様性を考える」(公財)人権教育啓発センター発行

- ・アセクシュアル:男性・女性のどちらに対しても性愛の感情を抱かない人
- ・エックスジェンダー:「心の性」を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人
- ・クエスチョニング:自分自身のセクシュアリティを決められない、わからない、決めない人

学校教育の中でLGBTをどう扱うかということについては、学力に関わる面でも課題とされている。また、ジェンダーに関わるいじめも問題となっていて、ネットいじめなどもある。また、精神面にも影響が出ているようだ。先進的な学校では、そうしたことに對し、安心して勉強できるようLGBTの子どもを学校組織として支援を行っているようだ。

法律が制定されている州の生徒は性の多様性を理由としたハラスメントを受けることが少なく、やはり、きちんとした法律の下で人権が保障されることが必要であると思う。

問題の一つには、教員がどう対応したらよいかわからないということがある。性に関するハラスメントが起こっている場合、教員がそこに介入することで生徒は守られている、安心であると感じ、環境により適応できるようになることも報告されていた。また、管理職がこの問題に積極的に関わることで教員も介入しやすくなるとの評価もあった。

安全な学校環境が保障されると自分の価値観が認めてもらえるという安心感があり、情緒的にも安定し、健康や学業成績にもよい効果があると言われていた。この課題には、やはり学校の取組が大きく影響してくると思う。性の多様性について教員の間で話ができるだけでなく、小学校・中学校・高校と発達段階に応じて子どもたちにどう話していくのかについても研究しなければならないと思う。

性の多様性の取組については、日本でも子どもの学校環境をどう守っていくかがこれからの課題であり、多様性を認め合う社会づくりを進める上で、学校現場においては教員や関係者の性の多様性はごくごく自然なことであるという意識の改革が必要だと感じている。

## 会長

この課題については、学校での取組が一番大きな問題となってくると思う。性の多様性について教員間で話ができるだけでなく、小・中・高それぞれ理解度も異なる中で子ども達に具体的にどう話をしていくのか、研究しないといけないことはたくさんあると思う。

## 人権教育課

子どもへの取組はまだこれからであるが、昨年度、教員向けリーフレットを制作・配布したところである。県では以前からLGBTに関する研修を実施してきている。当初は、管理職の認識も低かったが、平成27年度に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知が出され、教員の認識もずいぶん進んできた。

学校においては物理的な面ではすぐに変えることが難しいこともあるが、一人で悩んでいる子ども達に対し、理解のある担任や学校の職員がいれば相談することもでき、少しでもストレスが軽減されるのではないかと考え、まず教員が正しく理解し、子どもが安心できる環境をつくることから取り組んでいる。

## 委員

講演でLGBTについて触れた時に、民生委員の方から地域において保護者への啓発をどう進めたらよいか、LGBTに関する相談があった時にどのように介入したらよいかわからないといった質問があった。従って性の多様性の課題は学校現場だけの問題ではなく、今後は地域の中でのサポートも必要になっていくと思う。民生委員や地域の方への支援についても考えていただければと思う。

## 会長

この課題についてはほかにも意見や情報があると思う。今後、さらに重要な課題となってくると思うので、引き続き議論する場を持てたらと思う。

今日お話しただけなかったことや、気づかれたことがあれば事務局にお寄せいただきたい。

また、事務局は各委員が述べた意見・提案を参考に今後、ぜひ取り組んでいただきたい。